

40周年記念事業記念誌

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

令和6年10月30日(水) ホテル一畑



目 次

挨拶	理事長 福代一成	2
祝辞	島根県知事 丸山達也	3
祝辞	松江市長 上定昭仁	4
祝辞	日本政策金融公庫生活衛生融資部長 中村裕一郎	5
祝辞	日本政策金融公庫松江支店長 天崎 涉	6
祝辞	(公財)全国生活衛生営業指導センター理事長 田中秀樹	7
記念事業式次第		8

組合活動報告

島根県理容生活衛生同業組合	1 1
島根県美容業生活衛生同業組合	1 4
島根県食肉生活衛生同業組合	1 8
島根県飲食業生活衛生同業組合	2 0
島根県旅館ホテル生活衛生同業組合	2 4
島根県クリーニング生活衛生同業組合	2 7
島根県興行生活衛生同業組合	3 0

島根県生活衛生営業指導センター概要

指導センター概要	3 3
関係団体組織図	3 4
指導センター設立経過	3 5

役 員

歴代理事長・歴代副理事長	3 7
理事会名簿	3 8
評議員会名簿	3 8
連合会役員名簿	3 9

協賛一覧	4 1
------	-------	-----

資 料

記念事業式典・レセプションフォト	4 7
特別相談員一覧	5 1
標準営業約款委員名簿	5 3
定 款	5 4
事務局	6 8

理事長挨拶



(公財)島根県生活衛生営業指導センター
理事長 福代 一成

当センターは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び進行に関する法律」(略：生活衛生法)に基づき昭和59年4月1日に知事の指定を受け、今年で創立40周年を迎えました。

これまでの40年間、皆様のご支援とご協力のもと、生活衛生業界の発展と、地域の生活衛生環境を守り、事業者の皆様が安心して営業できる環境を整えるために、日々努力を重ねて参りました。

本日、こうして40周年を迎えることができたのも、ひとえに、組合の皆様、関係者の方々の多大なるご尽力の賜物であります。

センターは地域の公衆衛生を守り、住民の皆様が安心して生活できる環境を提供するという使命を持ってスタートしました。

最近では、食品衛生の向上、感染症予防の徹底、環境衛生の維持など、多岐にわたる分野での活動をして参りました。

センターが地域に根ざし、信頼される存在であり続けるためには、今後も変わらぬ努力が必要です。

新しい時代に合わせた衛生管理の推進、デジタル技術の導入、さらには地球環境問題への対応など、新たな課題にも積極的に取り組んでまいります。

日本経済は、バブルの崩壊とともに失われた30年と言われる経済の低迷に見舞われ、やっと抜け出したと思われた時に、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりあらゆる社会活動が停滞しました。

各組合のもつ団結力と行政・公庫様等、関係機関の皆様と綿密に連携することにより日常生活に欠くことができない、様々なサービスを提供する生活衛生業のもつ社会的な機能を何とか維持することが出来ました。

これからの10年、20年先を見据え、さらに皆様にとって身近で頼りになる存在であり続けることを目指してまいります。

引き続き、ご指導とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、これまでの歩みを振り返るとともに、これからの未来に向けて、私たちは引き続き皆様と手を取り合い、より一層の努力を重ねていく所存です。今後ともご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

祝 辞



島根県知事 丸 山 達 也

公益財団法人島根県生活衛生営業指導センターが、設立40周年を迎えられ、記念事業が盛大に開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

公益財団法人島根県生活衛生営業指導センターは、設立以来長きにわたり生活衛生営業の経営の健全化や振興を通じて、公衆衛生水準の向上、消費者利益の擁護などに多大に貢献しておられます。福代一成理事長をはじめ、歴代の役職員の皆様、指導センター職員の皆様など関係の皆様深く敬意を表します。

また、各生活衛生同業組合の皆様方におかれましては、指導センターからの指導・支援を受けられ、衛生水準の維持向上、経営の健全化を図り、地域の経済活性化に貢献するための活動に日頃から積極的に取り組まれていることに、心より敬意を表す次第です。

さて、現在、島根県では、島根創生計画に掲げる「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向け、若者の県内定着や子育て環境の充実に向けた取組などを全力で進めているところです。

県民の皆様が安全で快適な生活を送るためには、生活衛生営業における衛生の確保は不可欠です。皆様の営業施設における経営の健全化や衛生水準の維持向上へのたゆまぬ努力が県民の皆様が安心して暮らせる環境の維持に繋がっているものと考えております。

県といたしましては、引き続き、様々な支援を通じて、県民生活に欠かせない生活衛生営業の振興に関する政策を総合的に進めるように努めてまいります。今後ともお力添えを賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

結びに、公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センターの今後益々のご発展、並びに、ご臨席の皆様方のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

祝 辞



松江市長 上 定 昭 仁

島根県生活衛生営業指導センターが創立40周年を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げます。

貴センターにおかれましては、昭和59年に創立されて以来、飲食業、食肉販売業、理美容業、興行場、旅館業、クリーニング業など、生活衛生営業者のための経営相談や研修・講習会の開催、消費者の利用に際して安全・清潔・安心の目印となる標準営業約款制度、いわゆる「Sマーク」の普及などを通じて、衛生水準の維持・向上に貢献していただいております。

歴代理事長をはじめとする役職員の皆様の長きにわたるご尽力に、松江市民を代表してお礼申し上げます。

併せまして、生活衛生営業者で組織される同業組合の皆様には、講習会や競技大会の開催のほか、後継者の育成に積極的に取り組まれ、技術の向上はもとより、若い世代の職業意識ややりがいの啓発に寄与いただいておりますことに、重ねて感謝いたします。

本市におきましては、平成30年4月の中核市移行に伴い、島根県と共同で保健所を設置し、生活衛生営業に関する許認可や各施設にかかる衛生対策を担っております。

一方、貴センターは、クリーニング業を対象とした研修によるスキルアップや、日本政策金融公庫の融資の紹介を通じた経営安定化支援など、生活衛生営業者を支える重要な役割を果たしておられます。

今後も、貴センターならびに生活衛生同業組合の皆様がお持ちの豊富なご見識とネットワーク、高い技術力によって、本市の衛生水準の維持・向上にお力添えいただきますようお願いいたします。

結びに、島根県生活衛生営業指導センターが、創立40周年を契機にさらなる発展を遂げられますこと、ならびに関係する皆様のご活躍とご健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝 辞



日本政策金融公庫 国民生活事業本部
生活衛生融資部長 中 村 裕一郎

島根県生活衛生営業指導センター40周年記念事業式典が盛大に開催されることを、心よりお慶び申し上げます。また、皆様には日ごろ公庫の業務に格別なご理解ご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

島根県指導センターや生衛組合の皆様は、これまで長きにわたり、生活衛生関係営業の振興と地域の発展、衛生水準の維持向上に熱意を注いでこられました。永年のご尽力に改めて深く敬意と感謝の意を表します。

さて、最近ではインバウンド需要が回復し、令和6年は訪日外国人旅行者数が史上最多の3,500万人に上ることが見込まれ、その消費額は年間8兆円も視野に入るほどと報じられています。訪日外国人旅行者の増加は、地域経済にとって大きな恩恵をもたらし、生衛業界においても、多言語対応や異文化理解の促進など、新たな取り組みが求められています。一方で、物価高騰、人手不足など生衛業の小規模事業者、中小企業にとって本当に厳しい経営環境が続いています。このような状況を乗り越えていくためには、島根県指導センターや生衛組合の役割が欠かせないものと考えております。

私ども日本公庫といたしましては、引き続き、生衛業の皆様の身近な金融機関として金融面でのご支援に取り組むことはもとより、経営に役立つ情報発信にも一層力を入れてまいります。また、様々な機会をとらえて組合の案内を行い、組合の活性化にも協力してまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、島根県指導センターと県下の各生衛組合の皆様をはじめ、本日お集りの皆様のご健勝とご発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝 辞



日本政策金融公庫 松江支店長

国民生活事業統轄 天 崎 渉

本日は島根県生活衛生営業指導センター設立40周年記念事業式典が盛大に開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

島根県生活衛生営業指導センターや生活衛生組合の皆様には、日頃より生活衛生貸付をはじめとして、日本政策金融公庫の業務に格別のご理解、ご協力をいただいておりますことを、厚くお礼申し上げます。

さて、島根県もコロナ禍からの回復が進んでおります。県内の観光客数と宿泊客数はコロナ禍前の8割の水準まで戻っており、外国人観光客も増加しております。こうした中、県内の山陰道が次々と開通し、輸送時間の短縮、拠点設置による企業間取引の活発化による経済の活性化や、全国からの観光客の増加も見込め、生活衛生営業指導センターと生活衛生組合の皆様に対するニーズは、ますます高まるものと期待しております。

一方、県内人口の減少、物価高騰、人手不足など、様々な課題も抱えております。とりわけ経営者の高齢化や後継者不足による中小企業数の減少は喫緊の課題と捉えております。事業承継は、経営者の皆様が早い段階で想定し、着手・相談していただくことでスムーズに行えるものと考えております。

私ども日本政策金融公庫といたしましても、生活衛生業の皆様の身近な金融機関として、島根県、各市町村ならびに関係機関の皆様とも連携を深めながら、地域に根付き、愛されてきたご商売の承継が円滑になされ、生活衛生業の皆様がますます発展されますよう、支援に力を注いでまいり所存でございます。また、生活衛生貸付の推進はもとより、経営課題の解決に役立つ情報発信を強化し、生活衛生業界全体の活性化のための支援に取り組んでまいりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、島根県生活衛生営業指導センターと生活衛生組合の皆様をはじめ、本日お集りの皆様のご健勝とより一層のご発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝 辞



(公財)全国生活衛生営業指導センター

理事長 田 中 秀 樹

公益財団法人島根県生活衛生営業指導センターが設立40周年を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

島根県生活衛生営業指導センターをはじめ、県下の各生活衛生同業組合及び県生活衛生同業組合連合会並びに業界関係者の皆様には、日頃より当全国指導センターの各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

各都道府県において生活衛生業界指導の中核を担っている都道府県生活衛生営業指導センターは、昭和32年に制定された基本法である生衛法の改正により、昭和55年以降、各都道府県で順次設立されました。

島根県指導センターにおかれましては、昭和59年に設立されて以来、40年間にわたって県下の生活衛生業の経営の健全化並びに衛生水準の維持向上、消費者の利益の擁護を図るために、経営相談、指導事業をはじめ、研修・講習会事業など、数々の事業の推進に努められており、歴代の役職員の皆様方の今日までの取り組みに対しまして深く敬意を表するものです。

また、コロナ禍による国民の生活様式の変化、長引くエネルギー価格や物価の高騰によって多くの生営業の皆様が経営を圧迫され、引き続き、苦境に立たされていることを心より案じているところですが、このような時こそ、都道府県指導センターの果たす役割は一層重要性を増しているものと考えております。

特に、全国生活衛生同業組合中央会等が主催者となり、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め関係機関や関係団体との連携のもとに、組合活動の活性化等を図る事業を展開しているところであり、当指導センターといたしましても、都道府県指導センターと連携を図り、共催団体として全面的に協力・支援を重ねて参る所存ですので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、島根県生活衛生営業指導センターが県下の生活衛生業界の活性化と振興発展のために、更なるご発展を遂げられることを心から祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

① 記念式典

次 第

日時：令和6年10月30日（水） 15：00～16：30

場所：ホテル一畑「平安の間（西）」

1. 挨拶

主催者挨拶

（公財）島根県生活衛生営業指導センター理事長 福代一成

来賓挨拶

島根県知事 丸山達也様

松江市長 上定昭仁様

日本政策金融公庫生活衛生融資部長 中村裕一郎様

（公財）全国生活衛生営業指導センター専務理事 伊東明彦様

2. 島根県生活衛生同業組合活動報告

理容生活衛生同業組合

美容業生活衛生同業組合

食肉生活衛生同業組合

飲食業生活衛生同業組合

旅館ホテル生活衛生同業組合

クリーニング生活衛生同業組合

興行生活衛生同業組合

2 レセプション

日時：令和6年10月30日（水） 17：00～19：00

場所：ホテル一畑「平安の間（東）」

1. 挨拶

(公財)島根県生活衛生営業指導センター理事長 福代一成
島根県健康福祉部長 安食治外様

2. 来賓紹介

島根県健康福祉部長 安食治外様
島根県健康福祉部薬事衛生課長 宮本毅様
日本政策金融公庫生活衛生融資部長 中村裕一郎様
日本政策金融公庫浜田支店長 小池俊太郎様
(公財)全国生活衛生営業指導センター専務理事 伊東明彦様

3. 乾杯

島根県健康福祉部薬事衛生課長 宮本毅様

～懇談～

マンドリン&ギター演奏 G.M.C.クインティナ

『県内唯一のマンドリン&ギターの団体です。夏の定期演奏会とクリスマスサロンコンサートが活動の中心で、ポップス、クラシック、マンドリンオリジナル曲などジャンルを問わず演奏しています♪』

4. 中締め

日本政策金融公庫浜田支店長 小池俊太郎様

5. 閉会

組合活動紹介



理事長 福代 一成

現在当組合は県内に11支部において全国理容連合会の下、経営の近代化・合理化を推進するべく様々な活動を行っております。

昨年は消費者に理容業界をアピールするイベント「1日を楽しく過ごすには理容サロンへ行こう！」をテーマとするイベントを実施しましたが、今年は物価の上昇に伴い、「儲かる業づくり」をテーマとした事業に向けて講習会を開催するなど活動をしております。

そのような中、SDGsへの取組みとしてはカーボンニュートラル実現に向けて、その1要素でもあるクールビズヘアをお客様に提案し、ドライヤーの使用時間を短くしたり、業界使用のプラスチック代替品への移行などの取組みも行っております。

また、自宅、施設等から出にくい高齢者、障害のある方への出張理容や理容サロンのデジタル化の推進に向けて、ヘアーサロンオンライン予約システムの推進を行ったり、組合組織への理解や事業への参加を促し、後継者育成に努める「ジュニアパートナー制度」の推進をしております。そして、新しいテクニックを取り入れた技術講習会、各支部単位での衛生講習会を開催。毎年9月の第二月曜日は理容ボランティア事業などの活動も行っております。

以上のような様々な組合活動を通して今後も組合加盟店の絆を深め、組織の強化を図ってまいります。

令和6年度役員

- | | | | |
|-------|-------------|---------|-----|
| ・理事長 | 福代 一成 | ・支部長・理事 | 15名 |
| ・副理事長 | 熱田 幹夫、山根 正男 | ・監事 | 2名 |

組合活動紹介

■ 学校へ出前授業

学生に、理容業の素晴らしさを講演し、実際にマネキンをカットして頂き髪を切る事の楽しさとテクニックの奥深さを知って頂き、後継者の育成に取り組んでいます。



■全国大会を目指して競技大会

毎年行われる全国競技大会に向けて島根県大会では選手たちは練習を絶やさず、切磋琢磨して日本一を目指して頑張っています。

昨年からは全国で初となる、理美容合同競技会開催で盛り上がりました。



■理容ボランティア活動

毎年9月の第2月曜日は、敬老会の前に施設への理容ボランティアを実施しています。



地域の公園、神社仏閣、宍道湖湖岸、稲佐の浜等の清掃活動をし、地域の方、観光に訪れた方に喜んでいただける取り組みを行っています。



■生き生きタオル活動（浜田支部）

浜田支部では、フェイスタオルやハンドタオル、バスタオル等を約600枚（段ボール4箱）福祉施設へ提供しました。



■ニューヘア、新技術、
ITのセミナー開催

講習会を開催し、新しい技術、ITの仕組み、仕方等、講習会を開催し、技術の更新、今までの技術の見直し、お客様への接客等、勉強会を開催しました。



■共済事業の推進

共済事業は組合活動の大切な柱で、組合加盟店が「もしもの時に」安心をお届け出来る取り組みを行っています。



■絆を深める

レクリエーションを開催

グラウンドゴルフ大会を、東部、西部で年2回コミュニケーションをはかりながら、一番は、組合員同士、老若男女問わず絆を深める為に開催しています。





理事長 大嶋 朋幸

美容組合も早いもので、昨年65周年を迎えました。

先人の先生方がいかに美容師法を護り、今日に至るまで業界の道筋を作っていたかと思うと大変感慨深いものがあります。

美容業界も新型コロナウイルスという経験したことのない感染症に大変な思いを致しました。

その時に組合の皆様が立ち上がり、店内営業における感染対策をしっかりとお客様、スタッフを守ることに協力いただき、支部ごとに感染対策講習会を受講していただきました。そのおかげで組合加入のお店なら安心と地域のお客様がお店から離れる事なくご来店いただけるようになりました。この時ほど組合の一致団結力の強さと素晴らしさを痛感したことはございません。その結果、県内活動もしっかりと動き始め全国初となる理容美容による合同コンクールを始め収益力向上セミナー・ヘアー及び着付けの普及講習会・各支部への講習会等積極的に動く事ができるようになりました。

ただ近年島根県に限らず、組合員の減少が著しくおきています。これからはそのことが大きな課題になることは間違いありません。

デジタル化が進み世の中がAI化するなか、SNSの中での情報やインフルエンサーの影響力で、人と人との繋がりが薄れてきていると感じております。

美容組合に限らず地域の方々とのふれあいで成り立つ生活衛生同業組合は必要不可欠な存在です。ですので手を取り合って成長して参ります。

令和6年度役員

- ・理事長 大嶋 朋幸
- ・副理事長 山本 常夫、大森 京子
- ・常務理事 高橋 雅弘、岩田久美江、経種あつ子、樋野圭衣子、原田 智恵
- ・理事 森脇信太郎、柳楽 徹、藤井美奈子、土井真紀子、中島 京子
- ・監事 兼本 要、岩田 早苗

組合活動紹介

■法令を遵守し活動しています

【美容師法第1条第1項】

この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。



美容師法の重要性を訴え続けて、「更なる進化！」を続けます。

更なる進化！

戦後、79年島根県美容組合も66年目を迎え若い美容師も沢山集い始めております。

美容師は特に美容組合が島根県全域、また鳥取県の美容組合の方々とも時には一緒に地域美容室営業を支え創り上げて参りました。

全美容師 美容技術にかかわる美容師さんに美容師法の重要性を訴え続けて参りました。

これからも、何と云っても美容師法で守られていますと美容法の重要性を全県美容師に協力を求めて参ります。



技術を研鑽するため各種大会を企画し、参加しています。

第50回
島根県美容技術選手権大会
理容、美容合同開催

2024
7.1
(月)
10:00～

【会場】
平田文化館プラタナスホール

全国大会に繋がる大会
カット&ブロー
ブロー&スタイリング
ヘアスタイリング
中級美容師(人形)
花嫁衣装着し(大塚美容室)
卒業制作の髪型「発表」

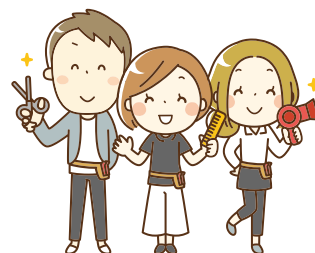
島根県独自の競技
ワインディング
(美容師部門、学生)
髪飾り制作
(美容師部門、学生)

11月18日(土) 全国大会、富山県開催！！





全国初となる理容美容による合同コンクールを始め収益力向上セミナー・ヘアー及び着付けの普及講習会・各支部への講習会等積極的に動く事ができるようになりました。



全国大会の様子

本年度は
11月19日
富山県で開催予定



生活衛生指導センター40周年に合わせ皆様と共に生活衛生の向上に一層取り組んで参ります。



理事長 町谷 修二

昭和41年組合設立以来、食肉販売業者へ衛生水準の維持・向上、消費者へ正しい知識の情報提供を行っております。

HACCP義務化は衛生管理推進に関するものであり、組合は関係機関、関連団体の実施する関連事業を実施して衛生管理等の徹底と組織の強化・活性化を図ってまいります。また、食品に対する安全性が問われており安全で安心な食肉を提供するための活動及び事業を実施しております。

令和6年度役員

- ・理事長 町谷 修二
- ・副理事長 荒木 保
- ・他理事 5名
- ・相談役理事 鈴木 幸通
- ・副理事長 村上 聖継
- ・監事 1名

組合活動紹介

HACCPに関する冊子（関連団体作成）の配布及び利用の推進を進めています。

確認作業（記録・記帳等）の徹底及び負担軽減を高めるためにデジタルツールを作成・配付する事業に協力しています。

A 一般衛生管理計画書 (記載例)

※その他、施設や作業工程などの必要に応じて、衛生管理項目には必ず「実施方法」を記載してください。
 ※食肉処理場を行っている場合は、食肉処理場の一般衛生管理計画書を共通様式として使用することができます。

作成者名、計画の策定日、又は変更日

一般衛生管理のポイント		作成者 番田 六郎	計画策定 策定日 2021年 2月15日
1 衛生管理の計画	①施設などの洗浄・消毒	いつ 業務終了時に必ず「実施方法」に記載のとおり「その他」 ②清掃 (記録簿) の実施・シシク・作業台等の汚りを確認、必要に応じて洗浄 ※トイレの洗浄は、業務の状況に応じて定めた頻度で実施 ※手洗、食器の洗浄は行わない場合は、必要に応じて適切な消毒剤を使用	どのようか
	②設備管理	いつ 作業開始前、作業終了後、その他「 ③手洗い	どのようか
	④手洗い	いつ 手洗いの実施方法「 ⑤原材料の投入	いつ 手洗いの実施方法「
2 食肉等の衛生管理	①原材料の投入	いつ 手洗いの実施方法「	いつ 手洗いの実施方法「
	②汚染の防止	いつ 手洗いの実施方法「	いつ 手洗いの実施方法「
	③冷蔵等々の温度管理	いつ 手洗いの実施方法「	いつ 手洗いの実施方法「
3 食肉等の洗浄・消毒	①食肉等の洗浄・消毒	いつ 手洗いの実施方法「	いつ 手洗いの実施方法「
	②食肉等の洗浄・消毒	いつ 手洗いの実施方法「	いつ 手洗いの実施方法「

B 一般衛生管理の実施記録書 (記載例)

衛生管理の「見える化」のポイントは記録です！
 まずは習得すること！

日々の記録をし、
 記録があった場合には、
 〇を入れ、
 その内容を書き留めて
 おきましょう。

2021年 6月		一般衛生管理の実施記録				特記事項
日	曜日	1 施設・設備の管理	2 食肉等の衛生管理	3 食肉等の洗浄・消毒	4 衛生管理の計画	
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月	〇				〇の記入が済むので、手洗いの〇、消毒の〇を
9	火					
10	水					
11	木	〇				記入が済むので〇の記入が済むので
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火				〇	〇の記入が済むので、手洗いの〇、消毒の〇を
17	水					
18	木					
19	金					
20	土					
21	日					
22	月					
23	火				〇	〇の記入が済むので、手洗いの〇、消毒の〇を
24	水					
25	木					
26	金					
27	土	〇				〇の記入が済むので、手洗いの〇、消毒の〇を
28	日					
29	月	〇				〇の記入が済むので、手洗いの〇、消毒の〇を
30	火					
31	水					

※すでに保健所等の指導で自主点検などにより日々の衛生管理の点検・記録を行っている場合は、本手引書に替えて、既存の帳簿などを実施記録書として活用できます。

★日々の衛生管理以外の特記事項
 〇の記入が済む場合、実施点検、記録簿
 なども、特記事項欄に記載するとともに、関係書類を保存しておきましょう。

講習会

島根県生活衛生振興交付金事業による食肉料理講習・調理実習を開催しています。

内容は消費者を対象に栄養と健康及び衛生的な取扱い方法等の講習、講習の内容をふまえた実習です。



啓発グッズ

関係機関の事業を実施して、消費者に正しい知識・情報を周知するために商材を作成・配布しています。





理事長 小村 慎二

現在、当組合は、県内に12支部をおいて公衆衛生の向上と経営の近代化・合理化を促進し、地域自治体と連携し、地域に根差した活動を行っております。

今年度は、飲食店営業の持続可能開発目標を定めたフードロスへの対応、プラスチック製品の削減等大きな目標とするSDGsへの取組みを行います。SDGsへの積極的な取組みを行うことにより今後の経営改善・経営戦略に

役立つものと考えています。

当組合は、今後も生衛組合の目的・活動を広く事業者に周知し、組合の組織強化を図ってまいります。

令和6年度役員

- ・理事長 小村 慎二
- ・副理事長 池田 直稔、上代 浩司、三澤 嘉孝
- ・専務理事 三澤 嘉孝
- ・理事 25名
- ・監事 亀地 憲二、多々納克美、渡邊 朋子

組合活動紹介

■各種セミナー及び講習会の開催



令和6年度生活衛生関係営業対策事業として、11月5日(火)、出雲市に於いて飲食店営業のSDGsについて、セミナーを開催いたします。また、併せて全組合員に対し意識の向上、取組みへの理解度を図ることを目的に中小飲食店営業のSDGsマニュアル及び取組み宣言ポスターを作成・配布いたします。

令和3年6月HACCPの義務化に備え、生活衛生関係営業対策事業として、平成30年早々に「HACCPに基づく衛生管理」について、出雲保健所長を講師に講習会を開催いたしました。また併せて、手引書を作成・配布し、組合活動の理解の促進に繋げ、組合加入促進を図りました。

令和6年度振興交付金事業として、浜田市に於いて、万九千神社宮司様を講師に「神まつりと奉仕の起源～サービス業の原点はここにあり」をテーマに講演会を開催し、80名の組合員が参加いたしました。



■ 後継者育成支援事業

後継者問題に対する取組みとして、当組合調理師を講師に出前授業を開催しております。

令和2年度は、島根県立商業高等学校、1、2年生 45名を対象にそばに関する講話・実演・そば打ち体験を行いました。



■ 全国大会

令和6年6月、第61回全飲連全国石川県大会が、石川県立音楽堂に於いて開催され、全国から1,350名、島根県から22名が参加いたしました。

フードロス対策をはじめとしたSDGsの推進、キャッシュレスの利率引き下げを目指した対策委員会の立ち上げなど、組合としての力強い宣言を聞くことができ、我々飲食業従事者が団体として活動を行う事の大切さを知る有意義な大会でした。

来年は、三重県で開催されます。



■ 国・行政への陳情・要望活動

組織力を生かし、関連団体と連携しながら、国・行政等に対し、法律や制度の改善について、また様々な支援策について要望書を提出しています。

令和3年2月と8月に島根県知事に対し新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を提出いたしました。



■ 災害への対応

令和6年3月、能登半島地震の支援として、組合を代表し小村理事長が山陰中央新報社会福祉事業団を通し、義援金を贈呈いたしました。



■ 地域に根差した取組み

令和5年10月、県警本部に於いて、夜間の交通事故防止のため、小村理事長が反射材着用「キラリ推進隊」委嘱式に出席しました。



■ 青年部活動

現在益田支部22名で活動し、過去数年にわたり、益田川の清掃活動をしていましたが、現在は青年部の会員事業所も多く立ち並ぶ駅前にて清掃活動を行い、今年で第3回目となります。清掃を通して、防犯や危険な場所がないかを再確認し、より安全・安心な商店街にすることで街の活性化につなげることを目的とし、警察署、消防署、商店会、自治会、事業所などの皆様にお声がけし清掃活動、交流を踏まえたBBQを開催。加えて令和6年度は救命講習も行い社会貢献及び商店街の活性化に取り組んでいます。

また、昨年秋には、空港マラソン全国大会及びますだ産業祭へ出店し益田の「食」をPR。2月には皆で研修旅行（飲食店視察・懇親会）をしてその土地の「飲・食・人」を楽しみ、全国の組合青年部と交流を広げています。





理事長 植田 裕一

今年6月の総会にて理事長を拝命しました。

旅館ホテル生活衛生同業組合の植田です。

コロナも収束に向かい通常に戻つつあります。一安心をしているところです。

今回の役員改選にて次の時代を担う若手の起用を進めました。これからの時代は若手が自分事として取り組むことで自ら切り開く事が大切だと思ったからです。

当組合の重点項目として主に四つの項目を掲げました。

- ①組合員数の拡大を進めます。簡易宿泊施設も組合員になって頂き一緒に活動を進めます。
- ②事業承継問題にも取り組みます。地域の旅館ホテルが継続的に事業が出来、地域のお役に立てる様に努めます。
- ③コロナ資金の返済も行政と意見交換をしながら適正な返済が出来る様働きかけます。
- ④島根県は東部、中部、西部、隠岐と地域ごとに課題が違います。それぞれの課題について解決に向けて取り組みます。

活発な活動をいたしますので、ご支援の程よろしくお願い致します。

令和6年度役員

- ・理事長 植田 裕一
- ・副理事長 金崎 公一、 武志俊太郎、 新宮 大輔
- ・専務理事 田邊 大輔
- ・常務理事 林 利宜、 定秀 陽介、 堀江 卓男、 金子 俊之、 佐々木 文、
鶴田 英也、 横山 聡平、 横地 廉平
- ・理事 村上 裕司、 長谷川浩司、 井山 径、 青砥 洋、 西村 満幸、
杉原 一幸、 柿田 岳史、 小川 進介、 浅津 喜弘、 林 朋宏、
伊藤 誠二、 津茂谷卓史、 三好 源康、 渡辺 唯義、 竹谷 克則、
佐々木健久
- ・監事 勝谷 有史、 上代 浩司、 曾田 利広

組合活動紹介

■ 振興交付金事業 記念講演会

演題

「直会 (なおらい) とは何か？
～御神酒あがらぬ神はなし～」

講師

万九千神社宮司 鎌田 剛志 氏



万九千神社では旧暦の10月26日の夕方に、神々に出雲から出発する時が来たことを告げる儀式「神等去出神事(かさらでしんじ)」神様の直会が行われます。出雲では、この「直会」という言葉を、いわゆる「飲み会」であったり「打ち上げ」の意味で日常的に使っていますが、起源や現代人への直会の効果などを拝聴し、神様をより身近に感じることが出来ました。また、宿もご縁を繋ぐ大切な位置づけであると改めて知る良い機会となりました。





東京ビッグサイトで開催されるホテルレストランショーと併設で、全国47都道府県の組合がそれぞれの県をPRする『宿フェス』に、島根県も毎年参加しております。今年は2日間で30,526名の皆様にご来場いただき、島根県ブースでは美肌体験や、鏡の池のレプリカを使った占いなどを行い、行列ができるほどの賑わいでした。





理事長 須藤 孝

クリーニング業界が直面する多くの課題に対して、組合一丸となって取り組んでいます。特に、環境保護や労働安全衛生の分野では、持続可能な未来を目指すために、SDGsや従業員の安全確保に努めております。

地域社会との連携を強化するために、9月29日のクリーニングの日において参加者から相談を受けるキャンペーンを実施しました。これからも、クリーニング生活衛生同業組合は、業界全体の発展とともに、地域社会への貢献を忘れず、消費者の皆様と共に歩んでまいります。

令和6年度役員

- ・理事長 須藤 孝
- ・副理事長 大成 清美、三好 正師
- ・理事 野津 照巳、高橋 健二、安岡 一正
- ・監事 津森 俊輔、中村 純

組合活動紹介

令和5年度振興交付金事業（地域における生活衛生関係営業の衛生水準の向上と振興に資することを目的に実施）を令和5年10月1日サンライフ松江で行いました。参加者には、クリーニング特殊技能研修会修了証をお渡ししました。



令和4年6月19日に、組合員の店舗において「アイロングローブ講習会」を行ないました。



■ 9月29日はクリーニングの日

お客様に染み抜き講習会を開催しました。



■ 脱炭素社会実現のために取り組んでいます

Cleaning × Carbon Neutral Project

脱炭素社会実現のためにクリーニング業ができること

ACT. 0

大切な衣類を長く着用していただくお手伝いをします
 もともと私たちは汚れた衣類を「洗う」ことで清潔に再生し、繰り返し長く着用していただくお手伝いをすることが本業です。
 私たちは今後もサステナブルファッションの推進に全面協力します!

さらに…
 地域と連携した「おさがり学生服」プロジェクト、古着回収ステーション、天然繊維素材への回帰運動等の取組みも今後活発化させていく予定です。

ACT. 1

プラスチック資源の削減、循環促進に貢献します
 クリーニングで使用されるプラスチックハンガーやポリ包装の削減には、右欄記載の通りすでに先進的に取り組んでいますが、これを一層促進させ、高水準でのクローズドループサイクルを目指していきます。

現状として…
 ◇プラスチックハンガー⇒回収率 50%(うちリユース率 60%)、再生原料使用率 90%
 ◇ポリ包装⇒18μ→10μに薄肉化 等

ACT. 2

化石燃料からのエネルギー転換促進
 現在は、アイロン等に使用する蒸気を作るためのボイラー燃料や集配車両燃料等は化石燃料比率が高いのですが、今後は代替エネルギーの開発状況などを見据えながら化石燃料からの脱却を進めていきます。

ACT. 3

石油系溶剤からの転換に向けた検討
 日本ではドライクリーニング用溶剤は石油系が主流で、これに代替する適切な溶剤がないのが現状ですが、今後は環境にやさしく、かつクリーニング用途に適した代替溶剤への転換について検討・研究をスタートさせます。

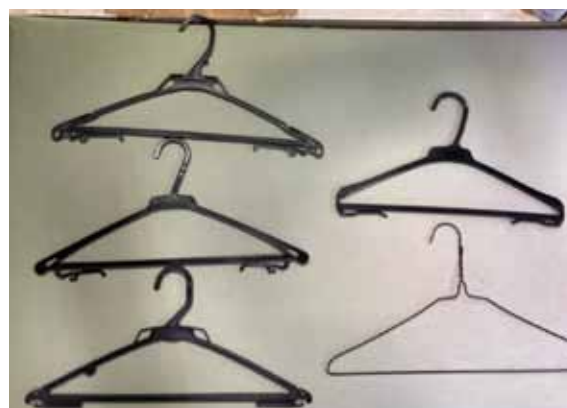
■ ポリ包装使用料管理システム

▼ハンガーのプラスチック削減対策

ポリ包装使用料管理システムについて

■ 協賛
 一般社団法人グリーンライフ協会
 環境保全対策部会・ポリ包装用管理システム
 資料部長 角島 靖也
 (グリーンライフ協会HP内「ポリ包装使用料管理システム」
<https://claw.jp/kank-yoshizumi-center/ylastic>)

◆ クリーニング事業者の皆様へ
 カリニング事業者で対応される場合は、カリニング事業者向けに「ポリ包装使用料管理システム」をご用意しております。
 ◆ 使用料の記録・記録に活用できる
 ポリ包装使用料管理システム
 プラスチック使用量を削減するためには、カリニング事業者が「使用料の記録・記録」に努めることがポイントとなります。
 ◆ システムの主な手順
 ① 使用しているポリ包装の「素材」「厚み」「長さ」を記録
 ② 記録のデータ入力
 ③ システムが自動的に算出
 ④ 算出された使用料を記録
 ⑤ 記録されたデータを入力
 ⑥ システムが自動的に算出
 ⑦ 算出された使用料を記録



クリーニング業はこれからも「プラスチック資源」の削減に取り組んでいきます。



◀包装資材



代表 大塩 健太

地域における興行産業の振興や、衛生管理の向上を目的とした取り組みを中心に取り組んでいます。

この活動により、地域住民の文化的生活の向上を図ると共に、興行産業の基盤を強化し、観光業や文化産業全体の発展に寄与するよう今後も継続した活動を行っていきます。

令和6年度役員

- ・理事長 宮崎 晴雄
- ・副理事長 大塩 健太

組合活動紹介

■ T・ジョイ出雲 組合活動紹介

7/26(金)公開

映画『仮面ライダーガッチャード ザ・フューチャー・デイ ブレイク』

出雲市・雲南市ロケ記念施策の実施

■ 実施期間：7/26(金)～8/31(土)

- ・『仮面ライダーガッチャード』による出雲市役所へ表敬訪問・
神門通り練歩きイベント（ライダー・しまねっこの写真撮影会）

■ キャンペーン施策

- ① T・ジョイ出雲限定入場者特典・配布
- ② ロケ地イメージのスタンプラリー実施（絵柄：旧大社駅・出雲ドーム）
- ③ 半券プレゼントキャンペーン（応募条件:当劇場での本作の鑑賞+スタンプラリー参加）、
賞品：映画オリジナルハンディファン
- ④ 作品ロケ地マップ・衣裳展示協力（島根フィルムコミッション主導）



仮面ライダーガッチャードとしまねっこの神門通り練歩き撮影会



パネル衣裳展示



キャンペーンポスター画像

■ 総 括

島根フィルムコミッションと出雲市観光課の協力により、県内だけでなく、全国の「仮面ライダー」ファンにも支持される施策となり、多くのお客様に喜ばれました。

公開日初日の表敬訪問やしまねっこと練り歩きイベントは、テレビ局2社（NHK・BSS）に取扱っていただき、ご当地ロケ地作品としてニュース番組やネット記事での露出拡大により話題が上昇しました。一方で、県外からの参加者も多数見受けられ、ロケ地誘致に繋がり、島根県を大きく打ち出せた施策となり、同エリア内（出雲市・松江市・日吉津村）で大変盛り上がりました。

前年同作対比：動員数 176.3% / 興収：173.7%
 エリアシェア（3地区：上映率）：41.3%、キャンペーン
 応募率（動員数に対する応募率）：8.7%

「興行組合」は、地域住民の文化的生活の向上を図ると共に、興行産業の基盤を強化し、観光業や文化産業全体の発展に寄与するよう今後も継続した活動を行って参ります。

公益財団法人
島根県生活衛生営業指導センター

概 要

指導センターの概要

生活衛生業の振興と消費者の擁護のために

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センターとは

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(略：生衛法)により島根県知事から指定された公益財団法人で(各都道府県に1か所)、生活衛生営業の健全化を通じて衛生水準の維持向上を図るとともに、生衛業を利用する消費者の利益を擁護するために活動しています。

(昭和59年3月14日設立)

指導センターの事業

指導センターは、生活衛生関係営業の安定と衛生水準の維持向上を図り経営の健全化のために、次のような事業を行っています。

1. 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導
2. 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び組合の指導
3. 標準営業約款に関し営業者の登録
4. 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催の斡旋
5. 生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供

【役員】

理事：10名 監事：2名 評議員：9名 センター事務局：4名

生活衛生関係営業(生営業)業種

生活衛生関係営業：生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

(昭和32年6月法律第164号)

【業種】

- | | |
|--------------|-----------------|
| ①美容業生活衛生同業組合 | ②クリーニング生活衛生同業組合 |
| ③理容生活衛生同業組合 | ④旅館ホテル生活衛生同業組合 |
| ⑤飲食業生活衛生同業組合 | ⑥興行生活衛生同業組合 |
| ⑦食肉生活衛生同業組合 | |

組合員数 1,246名 (R5.12.31現在)

(公財)島根県生活衛生営業指導センター (島根県生活衛生同業組合連合会)

関係団体組織図



(注) 生活衛生同業組合はそれぞれ全国連合会に所属している。
組織人員は令和5年12月31日現在、総数1,246名。

(公財)島根県生活衛生営業指導センター設立経過

昭和52年12月17日

設立：社団法人 島根県環境衛生同業組合連合会 松江市大輪町420番地1

昭和59年3月

解散：社団法人 島根県環境衛生同業組合連合会

昭和59年3月14日（登記）

設立：財団法人 島根県環境衛生営業指導センター 松江市北堀町144番地1

平成7年8月7日

住所変更：松江市大輪町420番地1

平成13年1月6日

名称変更：財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

平成24年4月1日

名称変更：公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

平成28年10月1日

住所変更：松江市大輪町414番地9

役 員

(公財) 島根県生活衛生営業指導センター歴代理事長

期 間	氏 名	組 合
令和5年6月～	福 代 一 成	島根県理容生活衛生同業組合
令和3年6月～5年6月	後 藤 勇	島根県飲食業生活衛生同業組合
平成29年6月～令和3年6月	佐 藤 初 美	島根県美容業生活衛生同業組合
平成25年6月～29年6月	池 上 良 一	島根県理容生活衛生同業組合
平成21年6月～25年6月	志 學 伊都子	島根県美容業生活衛生同業組合
平成15年6月～21年6月	鈴 木 幸 通	島根県食肉生活衛生同業組合

※平成16年（20周年）以降の理事長を記載

(公財) 島根県生活衛生営業指導センター歴代副理事長

期 間	氏 名	組 合
令和3年6月～	松 浦 俊 彦	島根県商工会議所連合会
令和元年6月～3年6月	松 崎 滋	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合
平成25年6月～令和元年6月	石 川 誓	島根県飲食業生活衛生同業組合
平成23年6月～25年6月	松 崎 滋	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合
平成23年6月～25年6月	大 成 清 美	島根県クリーニング生活衛生同業組合
平成21年6月～23年6月	高 木 保 教	島根県飲食業生活衛生同業組合
平成21年6月～23年6月	野 津 洋 三	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合
平成19年6月～21年6月	高 木 保 教	島根県飲食業生活衛生同業組合
平成19年6月～21年6月	志 學 伊都子	島根県美容業生活衛生同業組合
平成15年6月～19年6月	古 浦 信 一	島根県すし商生活衛生同業組合
平成15年6月～19年6月	高 木 保 教	島根県飲食業生活衛生同業組合

※平成16年（20周年）以降の副理事長を記載

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター 理事会名簿

(任期 令和5年6月定時評議員会から令和7年6月定時評議員会まで)

役 職	氏 名	所 属
理 事 長	福 代 一 成	島根県理容生活衛生同業組合
副 理 事 長	松 浦 俊 彦	島根県商工会議所連合会
専 務 理 事	成 相 隆 志	(公財)島根県生活衛生営業指導センター
理 事	鳥 居 清 枝	島根県連合婦人会
〃	植 田 裕 一	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合
〃	大 嶋 朋 幸	島根県美容業生活衛生同業組合
〃	小 村 慎 二	島根県飲食業生活衛生同業組合
〃	鈴 木 幸 通	島根県食肉生活衛生同業組合
〃	宮 崎 晴 雄	島根県興行生活衛生同業組合
〃	須 藤 孝	島根県クリーニング生活衛生同業組合
監 事	兼 本 要	島根県美容業生活衛生同業組合
〃	古 志 忠 雄	島根県クリーニング生活衛生同業組合

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター 評議員名簿

(任期 令和6年6月定時評議員会から令和10年6月定時評議員会まで)

役 職	氏 名	所 属
評 議 員	金 井 寿 彦	島根県商工会議所連合会
〃	宇都宮 恵美子	島根県連合婦人会
〃	上 代 浩 司	島根県飲食業生活衛生同業組合
〃	村 上 聖 継	島根県食肉生活衛生同業組合
〃	林 俊 行	島根県理容生活衛生同業組合
〃	山 本 常 夫	島根県美容業生活衛生同業組合
〃	大 塩 健 太	島根県興行生活衛生同業組合
〃	新 宮 大 輔	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合
〃	大 成 清 美	島根県クリーニング生活衛生同業組合

島根県生活衛生同業組合連合会 役員名簿

(任期 令和5年6月から令和7年6月総会終了時まで)

役 職	氏 名	所 属
理 事 長	福 代 一 成	島根県理容生活衛生同業組合
監 事	大 嶋 朋 幸	島根県美容業生活衛生同業組合
会 員	鈴 木 幸 通	島根県食肉生活衛生同業組合
〃	小 村 慎 二	島根県飲食業生活衛生同業組合
〃	宮 崎 晴 雄	島根県興行生活衛生同業組合
〃	植 田 裕 一	島根県旅館ホテル生活衛生同業組合
〃	須 藤 孝	島根県クリーニング生活衛生同業組合

協 贊 一 覽

祝 創立40周年

日本一の食の安心安全・衛生管理を目指し取り組んでいます



一般社団法人 **島根県食品衛生協会**

松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根3F

Tel・Fax 0852-24-8161

会 長	藤井 祥一	理 事 (松江支所長)	景山 直観
副会長 (浜田支所長)	江木 修一	〃 (大田支所長)	勝部 邦彦
〃 (雲南支所長)	伊藤 隆	〃 (川本支所長)	黒川 民次郎
〃 (益田支所長)	潮 栄	〃 (西郷支所長)	福田 晃
〃 (出雲支所長)	小村 慎二	〃 (黒木支所長)	亀谷 潔
専務理事	伊藤 耕		

松 江 商 工 会 議 所

会 頭	田 部 長右衛門
副会頭	金 津 任 紀
副会頭	兒 玉 泰 州
副会頭	鷓 鷓 順
副会頭	太 田 敦 久

祝 創立40周年

島根県食肉生活衛生同業組合

理 事 長 町 谷 修 二

相談役理事 鈴 木 幸 通

副 理 事 長 荒 木 保

副 理 事 長 村 上 聖 継

役 員 一 同

事 務 局 一 同

〒699-2212 大田市朝山町仙山1677-2

TEL 0854-85-7843

FAX 0854-85-7230

祝 創立40周年

島根県旅館ホテル生活衛生同業組合

顧問 皆美佳邦 ・ 園山 繁
理事長 植田裕一
副理事長 金崎公一 ・ 武志俊太郎 ・ 新宮大輔
役員一同

〒690-0852 松江市千鳥町83番地 COCO MATSUE 2F
TEL 0852-21-3882

“楽しくやろう！”をモットーに…

島根県飲食業生活衛生同業組合



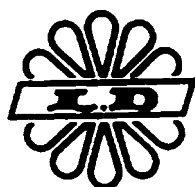
理事長 小村 慎二 組合員一同



〒690-0882 松江市大輪町414-9-424
TEL 0852-21-0808/FAX 0852-31-9789

経営に役立ちます！ 地域との人脈が広がります！ “入ってて良かった!! 飲食業組合!!”

島根県クリーニング生活衛生同業組合



理事長 須藤 孝
副理事長 大成清美 ・ 三好正師
役員 ・ 組合員一同

〒690-0882 松江市大輪町414-9 TEL (0852) 21-4652

祝 創立40周年

島根理容生活衛生同業組合



理事長 福代一成

役員・組合員一同

〒690-0882 松江市大輪町414-9

TEL (0852) 21-8865

島根県美容業生活衛生同業組合



理事長 大嶋朋幸

役員一同

〒690-0842 島根県松江市東本町5丁目31番1号 西村ビル2F

TEL 0852-27-6060

MITSUBUN OFFTECH 株式会社 松文オフテック



■本社 / 〒690-0848 松江市芋町6

TEL (0852) 23-2929 FAX (0852) 24-4143

URL <https://www.matsubun-otc.co.jp>

■小売・はうあゆう / 本社向かい側・芋町32

TEL (0852) 23-2929

■出雲営業所 / 〒693-0021 出雲市塩冶町1149-4

TEL (0853) 23-2929 FAX (0853) 22-9710



展示会 セミナー 祝賀会

授与式 会議 パーティ

大中小宴会場を揃えております。お気軽にお問い合わせください。



ご予約
お問合せ
9時~18時

TEL.(0852)
22-0188



祝 創立40周年



有限会社 松本印刷

松江市八雲町日吉258-1 TEL.0852-54-1208 FAX.0852-54-1215
E-mail:info-m@matsumoto.p001.jp

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

今後ともよろしくお願ひ致します。

理事長 福代一成

副理事長 松浦俊彦

専務理事 成相隆志

資 料

【式典】
「挨拶・祝辞」



福代理事長挨拶



島根県知事祝辞



松江市長祝辞



公庫融資部長祝辞



全国センター専務祝辞





「組合活動報告」



理容組合



美容業組合



食肉組合



飲食業組合



旅館ホテル組合



クリーニング組合



「集合写真」



【レセプション】

「挨拶」



レセプション会場

健康福祉部長挨拶

公庫融資部長乾杯



「演奏」



「中締め」



公庫浜田支店長中締め

♪ 皆様のご協力により、記念事業を盛大に執り行うことが出来ました。
有難うございました。



生活衛生営業経営特別相談員一覧表

[委嘱期間 令和6年2月1日～令和9年1月31日]

業種	店名	氏名	住所	電話・ファックス	資格・委嘱年月日
旅館 (5名)	金子旅館	金子 俊之	〒699-2211 大田市波根町1345	TEL (0854)85-7130	要綱第三-4 H24.2.1
	紅葉館	青砥 洋	〒692-0033 安来市清水町528	TEL (0854)22-2530	要綱第三-4 R3.2.1
	ホテル上代	上代 浩司	〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋20	TEL (0854)45-5900	要綱第三-4 R3.2.1
	亀遊亭	林 朋宏	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵340	TEL (0855)75-1245	要綱第三-4 R3.2.1
	[事務局員]	大江 久美	〒690-0852 松江市千鳥町83 (旅館ホテル生活衛生同業組合内)	TEL (0852)21-3882	要綱第三-4 R6.6.1
理容 (7名)	ヘアーサロン まさおの店	山根 正男	〒698-0004 益田市東町16-3	TEL (0856)23-4537 fax 同上	要綱第三-3 H15.6.1
	理容アツタ	熱田 幹夫	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中1043-34	TEL (0854)49-6751 fax 同上	要綱第三-4 H27.2.1
	理容はやし	林 俊行	〒697-0033 浜田市朝日町76-14	TEL (0855)22-2769	要綱第三-4 H31.2.1
	チョッキンハウス	長尾 茂登	〒694-0064 大田市大田町大田イ83-7	TEL (0854)84-7778	要綱第三-4 R3.2.1
	ヘアーサロン 錦織	錦織 秀司	〒699-0624 出雲市斐川町上直江1606-3	TEL (0853)72-3141	要綱第三-4 R3.9.1
	ヘアーハウス かなつ	金津 高行	〒690-0052 松江市堅町21-13	TEL (0852)21-5659	要綱第三-4 R6.2.1
	[事務局員]	安藤 祐子	〒690-0882 松江市大輪町414-9 (理容生活衛生同業組合内)	TEL (0852)21-8865 fax 同上	要綱第三-4 H20.2.5

業種	店名	氏名	住所	電話・ファックス	資格・委嘱年月日
美容 (7名)	ソニヤ美容室	大森 京子	〒694-0064 大田市大田町大田イ448-1	TEL (0854)82-0165	要綱第三-4 H21.2.1
	BASIC hair creation	伊藤 龍司	〒690-0033 松江市大庭町1809-11	TEL (0852)25-7618	要綱第三-4 R3.2.1
	由結ビューティ サロン	小川由加里	〒699-1333 雲南市木次町下熊谷1547-14	TEL (0854)42-2255	要綱第三-4 R3.9.1
	ブライダルサロン かわせ	川瀬 貢	〒699-0822 出雲市神西沖町2351-5	TEL (0853)43-1360	要綱第三-4 R6.2.1
	hairmakeMILKY	品川 美幸	〒698-0003 益田市乙吉町イ336-4 インベリアルビル101	TEL (0856)23-3467	要綱第三-4 R6.2.1
	Cubic	中谷徹太郎	〒697-0023 浜田市長沢町206-1	TEL (0855)22-8031	要綱第三-4 R6.2.1
	[事務局員]	中島 和恵	〒690-0842 松江市東本町5-31-1 (美容業生活衛生同業組合内)	TEL (0852)27-6060 fax 27-8143	要綱第三-4 H31.2.1
クリーニング (1名)	[事務局員]	亀山 玲子	〒690-0882 松江市大輪町414-9 (クリーニング生活衛生同業組合内)	TEL (0852)21-4652 fax 同上	要綱第三-4 R6.11.1
飲食 (6名)	(有)日本海	加田 憲三	〒693-0006 出雲市白枝町794-14	TEL (0853)21-7272 fax 21-6665	要綱第三-3 H16.11.1
	日本料理 はたの	波多野辰男	〒694-0064 大田市大田町大田大正東 イ-313-13	TEL (0854)82-8677	要綱第三-3 H24.2.1
	ふうらん	上杉 益久	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町 八尾の1-2-21	TEL (08512)2-0054 fax 2-3152	要綱第三-4 H26.9.16
	多納屋	多々納克美	〒692-1106 雲南市加茂町加茂中1268	TEL (0854)49-7107	要綱第三-4 H30.2.1
	小林料理店	小林 悟	〒690-0874 松江市中原町65	TEL (0852)21-3481	要綱第三-4 H31.2.1
	[事務局員]	高井 里美	〒690-0882 松江市大輪町414-9 (飲食業生活衛生同業組合内)	TEL (0852)21-0808 fax 31-9789	要綱第三-4 H27.2.1
食肉 (1名)	[事務局員]	新田まゆみ	〒699-2212 大田市朝山町仙山1677-2 (食肉生活衛生同業組合内)	TEL (0854)85-7843	要綱第三-4 R5.9.1

合計27名

標準営業約款登録審査委員名簿

区分	区 分	氏 名	所 属	職 名
一 号 委 員	学識経験のある者	三 輪 紗 映	島根県健康福祉部薬事衛生課	課長補佐
二 号 委 員	指導センターの意見を代表する者			
	理容担当	福 代 一 成	島根県理容生活衛生同業組合	理 事 長
	〃	上 野 昭 好	〃	
	美容業担当	大 嶋 朋 幸	島根県美容業生活衛生同業組合	理 事 長
	〃	兼 本 要	〃	常務理事
	クリーニング担当	須 藤 孝	島根県クリーニング生活衛生同業組合	理 事 長
	〃	大 成 清 美	〃	副理事長
	一般飲食店担当	小 村 慎 二	島根県飲食業生活衛生同業組合	理 事 長
	〃	上 代 浩 司	〃	副理事長
	めん類飲食店担当	佐 藤 博 志	松江そば組合	
三 号 委 員	利用者、消費者の意見を代表する者	小 沢 佳 子 森 江 和 文	松江市連合婦人会 島根県連合青年団	副 会 長 事 務 局 長

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人島根県生活衛生営業指導センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、島根県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導
- (2) 生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導
- (3) 標準営業約款に関する営業者の登録
- (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催又はそのあっせん
- (5) 生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供
- (6) 生活衛生関係営業の振興のための事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、島根県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益財団法人への移行日以降に寄附を受けた財産については、その2分の1以上を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業に使用するものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は、次項で定めるもののほか理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

- 2 この法人の資金運用は、安全確実な方法によるものとし、銀行等への預金、又は国債の購入以外の方法による資金運用は行ってはならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を経た上で、直近の評議員会へ報告するものとする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 毎事業年度の開始後、第1項の事業計画書及び収支予算書等を変更する場合、理事長は変更後の事業計画書及び収支予算書等を作成し、理事会の承認を経た上で、直近の評議員会へ報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項各号の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第14条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次の団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権 限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(評議員に対する報酬等)

第18条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第2節 評 議 員 会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(3) 役員報酬並びに費用の額の決定

(4) 定款の変更

(5) 各事業年度の決算の承認

(6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第22条 理事長（前条第4項の規定に基づき評議員が評議員会を招集する場合にあっては当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 3 前2項にかかわらず評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 評議員会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 評議員会の議長及び出席した理事は前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第29条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決定によって各々選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財務の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び業務報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第29条第1項に定める定員に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解 任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第35条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第37条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第2節 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第37条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回（5月と3月）開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が請求したとき
- (4) 第32条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が、

理事会を招集する。

- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は理事及び監事の承諾を得た場合は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的並びに第4条に規定する事業並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第51条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的並びに第4条に規定する事業並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に申請又は届け出なければならない。

(合併等)

第49条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、所要の職員を置く。
- 3 職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬規程及び役員退職手当支給規定
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項に定める情報公開規程による。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等の適切な情報開示に努めるものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な保護に努めるものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告によることができない場合は、官報により行う。

第8章 補 足

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「認定等整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 認定等整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（理事長）は志學郁子、代表理事（副理事長）は松崎滋、業務執行理事は、千代田良和とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
杉元邦太郎、近藤達郎、日高妊子、植田祐市、田村 茂、青山 勉、佐藤初美
小村 修、後藤 勇、島村尚明、松本 進
- 5 変更後の定款は、変更登記の日から施行する。

**(公財)島根県生活衛生営業指導センター・
島根県生活衛生同業組合事務局**

名 称	所 在 地	電話番号	事務局員
島根県飲食業生活衛生同業組合	松江市大輪町 414-9-424	0852-21-0808	高井 里美
島根県食肉生活衛生同業組合	大田市朝山町仙山 1677-2	0854-85-7843	新田まゆみ
島根県理容生活衛生同業組合	松江市大輪町 414-9-414	0852-21-8865	安藤 祐子
島根県美容業生活衛生同業組合	松江市東本町5-31-1 西村ビル2F	0852-27-6060	中島 和恵
島根県興行生活衛生同業組合	松江市東朝日町151 イオン松江店 松江東宝5内	0852-21-2100	宮崎 晴雄
島根県旅館ホテル生活衛生同業組合	松江市千鳥町83 COCO MATSUE 2F	0852-21-3882	大江 久美
島根県クリーニング生活衛生同業組合	松江市大輪町 414-9-413	0852-21-4652	亀山 玲子
(公財)島根県生活衛生営業指導センター	松江市大輪町 414-9-423	0852-26-0651	成相 隆志 黒田 讓 渡邊 剛 福井 淳子